



Title	北米合衆國に於ける所謂Voluntary Domestic Allotment Planに就いて
Author(s)	伊藤, 俊夫
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 3, 72-116
Issue Date	1934-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10619">https://hdl.handle.net/2115/10619</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_p72-116.pdf



# 北米合衆國に於ける所謂 Voluntary Domestic Allotment Plan に就いて

伊 藤 俊 夫

## 内 容 目 次

- 一、は し が き
- 二、任意内國割當案の成立とその發展
- 三、任意内國割當案の内容
- 四、任意内國割當案の効果
- 五、結 び

## 一、は し が き

戦後の農業不況乃至農業恐慌といふものに對するアメリカ合衆國が辿り來つた克服の過程は、いまだにそのあとをたゞない。しかも問題はいつ解決すべきかも豫想しえない。最近に於ける歐洲經濟界の動向はやゝもすれば國際的協調への道より經濟的ブロックへとすゝみつゝあるかに見える。合衆國農業の前途は、いよゝゝその困難の度をまさぐるを得ないであらう。私は今、合衆國の農業政策が果して世界經濟の動向の正しき認識の上に立つて歩み來つたか否かを問ふものではない。恐らくは他國にもまして多大の研究分析の上に立つてゐることを疑はな

い。それにも拘はらず、アメリカ合衆國が辿り來つた農業政策は不幸にして失敗の二字を出でざるものと謂はねばならぬ。アメリカ合衆國が順次に採用した方策は大別して次の四つとなすことが出来る。

(一) 保護關稅政策 單なる關稅率の引上げによつて内國價格の吊上げをなさうとするもので、これには一九二一年のフォード・ニー緊急關稅法 (Fordney emergency tariff)<sup>(1)</sup>、一九二二年のフォード・ニー・マツカンバー關稅法 (Fordney-Mc Cumber Tariff Act)<sup>(2)</sup>、一九三〇年のスムート・ホーレイ關稅法 (Smoot-Haulley Tariff Act of 1930)<sup>(3)</sup> などが屬する。

(二) 過剩農産物輸出政策 國內の價格を壓迫する過剩農産物を海外に處分せんとするもので、これには一九二四年一月十六日初めて兩院議會に提出せられてから一九二八年にかけて議會の中心問題となつたマクナリー・ホーゲン法案 (Mc Nary-Haugen bill)<sup>(4)</sup>、ジョン・ケツチャム法案 (Jones-Ketchum bills)<sup>(5)</sup>、シー・アール・ノーエス法案 (C. R. Noyes plan)<sup>(6)</sup> 等がある。

(三) 過剩農産物買上政策 國內の價格を壓迫する過剩農産物を政府の資金によつて買上げようとするものである。これには、一九二九年五月フーズ・ア・大統領によつて制定された農産物販賣法 (Agricultural Marketing Act of 1929) による聯邦農事局、安定會社の活動が擧げられる。<sup>(7)</sup>

(四) 生産制限政策 生産を制限することによつて内國價格の壓迫を除去せんとするもので、これには内國制當案、農地借上案、スミス・コットンオペレーション法案、ルーズヴェルト大統領の緊急農業法などが屬する。

以上の諸方策の内容については茲に詳述をさける。内容の検討そのものは極めて重要ではあるが、生産制限政策を除きたる諸方策即ち、マクナリー・ホーゲン案にしても、聯邦農事局の買上策にしても、既往の方策はすべてその農産物價格吊上策は、流通面に於けるオペレーションであつて、生産を制限するための適當な機構を有して

るない。このことは次の如き經濟的歸結に運命づけられる。即ち、斯る政策は假令農産物價格の引上げに一時的には成功することが可能なりとするも、それは同時に、生産の擴大、従つてまた過剰農産物の増大を刺戟することになる。云ひかへると過剰農産物の處分がその眼目であるのに却つてその過剰を増大せしめたのである。聯邦農事局がその買上政策を放棄して減反を唱道し初めたことも亦必然的結果であるやうに思はれる。ルーズヴェルトが大統領になつてからも、農業救済案として提案せられたるもの、その數に於て實に五百、しかもその九五％は價格吊上策であつて、生産統制策と目すべきものは僅かに五％に過ぎぬと言はれてゐる。價格吊上策は左の三つに殆んど歸屬せしめることが出来る。<sup>(8)</sup>

1. 政府の價格公定 この案の困難の一つはアメリカ合衆國憲法と相容れぬ點とされてゐる。

2. 商品を國內の部分と輸出部分とに分ち、國內の部分には、世界價格プラス關稅を、國外輸出部分には世界價格を與へんとするもの。多くの人々はこの案は實行不可能とし、又かゝる價格を支拂ふことを強制しうる政府の合法性について疑問を懷いてゐる。

3. 特別配當金又は補償金によりて價格の吊上又は補償をなさんとするものにして、かゝる配當金又は補償金の資金は該商品の國內消費稅若しくは販賣稅よりえらるゝ。この案は一九三二年春初めて提案された。

價格吊上政策は、そこに何等かの生産統制が伴はざれば十分の成果を期待しえないことは、過去の經驗の示すところである。生産統制を主張するものにあつても、聯邦農事局の如く、單に「より少く作りより多く得よ」といふやうな方策や、商品を二部分に分ちそれら、内國價格と輸出價格に分ち生産を統制せんとする案は、根本的には農家の實際を動かし得ない。又過剰生産物を食糧以外に利用することによつて生産統制を行はんとするものがある。これは過剰農産物調節費をガソリン消費者に轉嫁せしめんとするもので、玉蜀黍酒精案がそれである。<sup>(9)</sup> この案に依れば、すべてのガソリンは法律に依つて一〇％の玉蜀黍酒精の混合をなすべく規定され、これによつ

て玉蜀黍價格を六十仙に吊上げ、玉蜀黍が上れば他の農産物にして變化なしとせば、小麥、棉花、煙草から玉蜀黍への轉換が起る。次いで玉蜀黍生産量は増加するが逆に小麥、棉花などの生産量を減することが出来る。従つてこの案では玉蜀黍酒精の犠牲によつて小麥、棉花の價格騰貴をもたらすといふ消極的意義しかもたないし、又小麥、棉花を放棄して玉蜀黍へ轉化することが自然的經濟的事情によつてさまたげらるゝことこれなしとしない。更に玉蜀黍の價格も永続的に昂騰し、うるとは豫想しえない。この外に、生産統制の徹底的效果を期するために、過剩地の借上げ乃至は買上げを行はんとする案がある。ラウデン氏クルター氏の過剩地の一五—二五%の借上げタグ氏の四千五百万英町（一英町當り四弗半での）借上案、ニューヨーク州の一千万弗の經費にて耕境地を買上げて公有となし、その買上地を再び森林化せんとする案などがそれである。<sup>(10)</sup>

以上に述べたるが如き生産制限方策のなかにあつて、その機構の清新さと興味が多い點で最も研究に値するものは所謂 Voluntary domestic allotment plan であるやうに思はれる。このさうやかな研究報告はこの案の原理内容のいかなるものなりやを明かにし、出來得れば、それが果して實行しうるものなりや、實行するとせば、如何なる成果、影響を與へうるかの可能性を明かにして見度いと思ふ。

註 (1) 詳くは J. D. Black; *Agricultural Reform in the United States*, 1929, pp. 69.

(2) J. D. Black; *ibid.*, pp. 70.

(3) Wilson Gee; *The Social Economics of Agriculture*, 1932, pp. 558—559 及び Abraham Berglund; *The Tariff Act of 1930*, *American Economic Review* vol. XX No. 3, Sept. 1930.

(4) 法案の歴史に就くは J. D. Black; *ibid.*, pp. 70—71 に詳しい。其他この法案に關する記述は枚擧に遑がない。

(5) Black; *ibid.*, pp. 260.

(6) この案は提案者によつて Export bounty excise tax plan と稱せらるゝ。cf. Black; *ibid.* pp. 302.

(7) 聯邦農事局に就くは Stoklyk and West; *The Farm Board*. New York, 1930. Gee; *ibid.* 110—119.

農産物販賣法に就くは Alonzo E. Taylor; *Wheat under the Agricultural Marketing Act*, 1929. Burman;

Die Agrarkrisis in den Vereinigten Staaten, 1932. 21 頁以下。

(8) M. L. Wilson; Farm Relief and the Domestic Allotment Plan, 1935, pp 25—26.

(9) M. L. Wilson; *ibid.* pp 42.

(10) M. L. Wilson; *ibid.* pp 41.

## 二、任意内國割當案の成立とその發展

任意内國割當案 (Voluntary domestic allotment plan) の最初の主張者は當時の農務省農業經濟局長スピルマン博士 (Spillman) である。その大綱は一九二六年二月一日の「ファーム・ストックアンドホーム」誌の一論文のなかで發表せられ、一九二七年一月發行の著書「Balancing the Farm Income」の中で一層詳細に展開されたのである。

スピルマン博士の説は、彼自ら制限證明書案 (Limited debenture plan) と呼ぶものである。博士は上述の著書の第七章「制限證明書案」の冒頭に次の如く述べてゐる。<sup>(1)</sup>

「生産の増加を惹起したり或は世界價格に影響を及ぼすことなしに、アメリカの農産物に對する關稅の効果をあける案は、價格を騰貴せしむべき商品の生産に對するある種の效果的な制限を規定しなければならぬ、そして輸出しうべき過剩を世界價格で販賣しその残りはより高價に國內で賣ることを可能にし且つ實行しうるやうにしなければならぬ」

右の如き意圖の下に博士が創案したのが制限證明書案である。いま博士の説を小麥への適用の場合を中心として窺つて見よう。

「普通吾々は八億ブツシエルの小麥を生産するのであるがこのうち、約二億ブツシエルは市場に出ない。生産された農場で種子、養鶏飼料その他種々の目的に使用される。故に六億ブツシエルが市場に出ることになる。この

うち、二億ブツシエルが輸入されて残りの四億ブツシエルが内國消費である。制限證明書案は生産者に依りて販賣される生産物の數量のみを問題とするものである。上述の事情の下では、アメリカ農家の販賣する小麥の中四億ブツシエルが内國消費となる。この案を遂行する委員會はこの四億ブツシエルを販賣用の實際生産に應じて生産者に割當てるのである。」そして博士に依れば恐らくこの案は市場年度の始めに施行される、例へば棉花の場合ならば八月一日、小麥ならば五月一日又は六月一日か七月一日でその日どりは新穀の市場に出廻る時にした方がいゝ。個別的割當はこの案が實施される初年度末になされる。その時に委員會は生産者の栽培する保護生産物の販賣記録を知ることが出来る即ち運送會社や商人と協力して委員會は生産物の市場移動に關する決定的資料が得られる。この報告に基いて年度末に委員會は各個別生産者に割當をなすことが出来るがこの割當は試験的なものである。何となれば例へば小麥の場合に、農家のうちには洪水降霜等により思はぬ災害をうけた場合には、單に生産者の販賣量に基いて割當が爲されるならば、公平な割當を受けえないことになるからである。此の困難はこの案の實施後數年にして消失する。さうすれば委員會は各農場につき販賣用の平均生産額を調査することが出来る。勿論この各生産者の販賣數量の確認は地方團體の報告に依つても可能である。上に述べたる如く全體としてアメリカの販賣用小麥の正常生産が六億ブツシエルでその場合の正常輸出が二億ブツシエルなりと假定したる場合には、六百ブツシエルの販賣用小麥を普通に生産する農家は四百ブツシエルの割當を受け、それに對して關稅利益金を受領するのである。

この制度の効果はスピルマン博士によれば、右の四百ブツシエル割當の農家にその限界迄の生産をなさしめることにある。若しも農家がその限界以上に生産すれば、それは現在農家をして六百ブツシエルを生産せしめたると同じ動機によるものであつて、農家は内國消費用として市場に出る生産部分だけに關稅利益金を受け、限界以上には支拂はれない。かやうに生産者は輸出される生産物の過剩部分に對してはたゞ輸出價格を受けとるに過ぎ

ないから、現在の水準以上に生産を刺戟しないだらうと考へられる。

生産者に對する支拂を行ふことに關してスピルマン博士は次の如く述べてゐる。「委員會は、法律によりて商人は委員會に依り免許をうけ證明書を下附されるまで、及び、委員會によりて自己の欲する特殊の買入のすべてに亘つて關稅證明書をうるまでは保護農産物を何人よりも購入するを得ぬことを公示する。商人はこれらの證明書を交附されたる時には、委員會若しくは委員會の指定代理人（恐らくは地方銀行）に對して取引せらるる全數量につき關稅額の支拂ひをする。かくして委員會は、結局は將來輸出される過剩を含めて保護農産物の全體に對して買付人より關稅を徴收する。最初の買手は次の買手に對しては市價に彼が支拂へる關稅額を加へたる價格で賣り放つ。市場相場は現在と同じやうに形成されるがただ關稅額が附加するだけである。生産者より保護商品の買入を行ふ場合には、法律に依り、買手は賣手に對してその全購買を包含したる證明書を渡すことを要する。かやうな買入には買手は委員會より與へられたる四通の文書に四通の取引書を作成しなければならない。この寫しの二通は自分が所有し、他の二通は賣手に渡す。買手はその二通のうち一通は自分の書類綴に保存し一通は委員會又はその代理人に回送する。賣手の農家は一通は自分が所有し、他の一通は受領したる證明書と共に委員會又はその指定代理人に送附する。委員會はかくして兩方から取引の記録をうけるわけである。この記録の偽造は處罰される。季節末になつて委員會は生産者に對してその生産割當關稅額を送附するのである。（委員會の必要な經費は控除。）」

輸出業者が小麥を購入したる場合には、勿論、市價プラス關稅で買ふ。小麥が實際に輸出されたる場合に、輸出業者は委員會所定用紙に該取引を報告し、先に買入れたる時支拂ひたる關稅額の拂戻を受けるのである。

猶、新しく販賣年度に持越される前年度よりの所謂持越量は關稅利益金割當をうけない。前年度の持越量の保有者は生産者と全く同じ條件の下で持越生産物を販賣するのであるが、それにはプレミアムはつかないのである。

割當實施に當つて、一般的考慮として考へて置かねばならぬことは、割當變更の問題である。より大きい割當を受ける爲めに農家は動もすれば農産物の面積を増加しようとする傾向があるから、割當の變更には最大の注意が拂はねばならないのである。この點に關してスピルマン博士は次の如く述べてゐる。

「割當が個々の農家に爲さるるや次の場合をのぞきては變更を許さない。即ち國家が増大して現在以上に小麥その他の生産物を必要とする場合、この場合には、既存の生産者の割當は内國消費上必要な増加額に比例して擴張される。しかしこの割當増加は注意して爲されねばならぬ。若しも個々の生産者の割當が同一の比率で増大されるならば、必要以上の土地を耕作せしめる動因は生じない。だがもしも新生産者が割當を與へられることが出來且つそのことが豫知しうるならば、このこと自體が新しい土地を耕作せしめる動因を生ずる」<sup>(3)</sup>

小麥以外の農産物のうち、棉花牛肉などは小麥と同じ方法で適用しうるが、玉蜀黍、乾草、燕麥はやや趣きを異にする。といふのはそれらの農産物は農家自身がその大部分の終局の買手であるからである。制限證明書案の目的は農家をして他の産業部門と同一の經濟的水準におくことにあるからして、農家の購入飼料たる乾草玉蜀黍等の昂騰をさける爲めに、農家はそれらの農産物を購入したる場合には商人をして賣渡證書を交付せしめ、それを指定の委員會代理者に渡して購入したる際の關稅額だけの拂戻しをうけるやうにするのである。肥盈用畜その他肥盈して再販のため農家の購入する家畜の場合と同じである。然し豚の場合には、豚價の昂騰によつて莫大の輸出増加を必要とするほど消費減退を引起し、ために世界價格に影響を及ぼしはせぬかといふことが顧慮されねばならない。こゝにいふ困難は棉花や小麥には殆んど起らない。本案の適用さるる農産物は議會若しくは専ら委員會の任意によるものとされてゐるがスピルマン博士は主作物たる棉花、玉蜀黍、小麥、燕麥、乾草などが適當してゐると言つてゐる。

右のスピルマン案に對しては、ステイワート教授の異論があり、ブラック教授の批評がある。ブラック教授に

依ればスピルマン案では割當の流動が規定されてゐないから、生産の變更を困難ならしめ、證明書の交付をエレヴェータ其他の小取引業者に強制せしめることが困難であり、加工場の場合よりも監督が一層困難である。又生産信用や保險作用を缺いてゐるし、飼料用小麥も同じく市價に關稅を加へた額になるので、この事は飼料の騰貴を促し、密賣を來しやすいといふやうな非難があるやうである。<sup>(4)</sup>

スピルマン博士の割當案を一步進んで發展せしめたのはブラック教授の「流動權利案」(Transferable Right Plan)である。ブラック教授の理論は一九二九年春議會の委員會でその所見を明かにし、その後、彼の著書の中に於て、他の價格吊上案と共に考慮すべきことを示したのである。彼は内國割當案の根本的原理に就いて次の如く云つてゐる。

「内國割當案の根本的原理は、生産者に對して、その收穫量のうち合衆國々内に於て消費される部分については自由貿易價格に關稅を加へたる額を支拂ひ、輸出される部分については關稅を含まざる自由貿易價格を支拂ふといふにある。而してこの原理は、收穫量の内國的部分を内國市場に於て販賣する權利を個々の生産者に割當てる組織によつて行はるゝものである。<sup>(5)</sup>」

これに依つて明かなやうに、アメリカ農民が高められた價格で販賣しうる分量は、彼等に割當てられた國內消費量だけである。故に農家は市場價格では損をするであらうから、自然的に割當量と自家消費用及び種子に相當するだけの數量を生産するやうに減反するであらう。かくの如く生産者たる農民に、同種同質の生産物に二種の價格を人為的に設定して自然的に生産制限の實績をあげやうといふ點に彼の内國割當案の根本的態度がある。しかしこの態度は究極に於てわれ／＼がスピルマン博士に於て明かにした思想と符合することを認める。

ところでブラック教授の内國割當案が特に、流動權利案と名付けられるのは、割當てられたる數量を世界價格より關稅額だけ高く賣ることが出来る權利が流動性を有する點にある。個々の農民に對する割當數量は、作付季

節以前に決定される。この割當數量には關稅額だけ高く賣ることの出来る權利が認められてゐる。この權利は流動することが出来る、例へば極めて作柄の不作な農家は之を讓渡することによつて失費を償ひうる。そしてこの權利は大體に於て現在の關稅額（小麥では一ブツシエル四二仙）に等しい價格をもつ。従つてこの割當權利は地方銀行に於て年度末以前に於ても割引せられ、しかも割引率はこの權利がその分量に於て漸増してゆくものと見ると地方的割引率ではなく中央金融地の割引率を以てせられるであらう。地方銀行は場合によつては再割引もできるであらう。かくしてこの割當權利は一般生産者に一種の生産信用の道を與へるものである。

か様に割當數量に與へられてゐる權利がそれ自身獨立したる流動性をもつといふ處にブラック教授の説がスピルマン博士のそれと大いに趣きを異にしてゐるやうである。

猶、内國割當案の最近の發達に寄與しつゝあるのは、モンタナ州農科大學のウィルソン博士 (M. J. Wilson) である。一九三二年四月モンタナ州農會主催の會議が召集せられ、内國割當案に賛成し、これを具體化する法案を完成する委員會が開かれた。その時同委員會の會長に推されたのがウィルソン博士であつた。この委員會の委員の顔觸には、當時ボストン市商業會議所會頭ハリマン氏、ブルーデンシヤル生命保險會社副社長ロヂヤース氏、ウォーレス・フアーマ主幹ウォーレス氏、ネブラスカ不動産銀行聯合會々長クラーク氏、イーブニング・リパブリカンの主幹ロナルド氏等がある。ウィルソン教授の説は、流動權利をのぞいたブラック教授の説とその内容を略同じくしてゐるやうに思はれる。

ウィルソンは、「この案は小麥、棉花、豚の形で玉蜀黍、煙草等の輸出商品にのみ適用し得るものである。是等の商品の生産が統制され、價格が騰貴すれば、その利益は他の商品に反映され、右の輸出商品の生産者は彼等の生産を變化して他の國內商品の過剰生産を惹起しないといふのが理論上斷定されてゐる」と述べたる後、この案の四つの根本要素をあげてゐるが、それを略記すれば大様次の如くである。

一、この案に依れば、加工の過程即ち、製粉所、棉花紡績所、加工所等に於て、内國消費税が徴收される。これは加工業者によつては負擔せられず、消費者に轉嫁される、そして消費者はこれらの商品に對しては、一般物價と合理的な關係恐らくは歐洲の市場が失はれず乃至は供給が國內需要に均しくなるやうに減退した場合に見られるのと同じ關係をたもつ價格を支拂ふであらう。

二、政府の行政機關は内國にて消費せらるゝ收穫量の部分には徴收したる資金（先の消費税）のうちから割當を各農家に支拂ふ、但し各農家はその生産を増加せず、必要なる場合には供給と有効需要とのよりよき均衡をもたらず程度に生産を減少することに同意する生産統制契約に調印するものとする。この案では、アメリカ農民は必ず生産を國內の基準にまで減少しようとするものだと考へてゐない。この案では、小麦や棉花に於て累積してゐるやうな大きな過剰を除くために、一時的に生産を減じようといふのである。永久的政策としてはこの案は内國的に消費せらるゝ數量に、有利に海外で販賣しうる額を加算したる數量に生産を減じようといふのである。この案は必ずしも合衆國が國際市場から退却することを意味するものではない。

三、この案は、自己の生産を調整することに協力するもののみが利益をうけるやうに實行されねばならない。この協力に参加しない人々は世界價格を受けるだけである。この制度はかくして任意的（自發的）なものであり、何等の強制を伴はず、いかなる農民も契約に署名しこの案の實施に参加するのを強ひらるゝことはない。

四、この案の行政管理は地方化されるを要する、しかし極力官僚化さるるをさげねばならぬ。而して行政費は受益割當人によりて負擔せられ、一般及び國庫は負擔しない。

制當方法は、スピルマン博士と同じ原理によるから茲に論述を省略するが、本案實施は、一般投票により、生産者若しくは總英町の六〇%乃至七〇%の賛成あるにあらざれば實行を許さぬとした點は注意すべきであらう。

任意内國割當案そのものを含む法案が、下院農業委員會の副委員によりて起草せられ、南カロライナ選出議員フルマー(Fulmer)氏によりて議會に提出されたのは一九三二年六月四日である。上院議員ウォルシュ氏(Walsh)は同一法案を六月八日に提出した。是等の法案は主として生産費の豫めの調査を必要とし且つ農家に能ふ限り生産費に等しい價格を農家が獲得することを第一目的としてゐる點で、農場組織法案の影響を反映してゐた。フルマー氏の其後に提出した修正案では、生産費についての規定は省かれたが規定の適用はすべて聯邦農事局に一任することになつてゐる。

しかし、これらの提案が未だ探否の豫想もつかない時に、イリノイ州選出議員レイニイ氏(Ramey)は内國割當案の小麥、棉花、豚への緊急適用を要求する法案を提出した。(一九三二年六月十五日)この案の修正案が更にテキサス州選出のクリバーク議員(Klaborn)により六月二十日に提出された。そしてこれらの法案では、農務長官に依りて發表せらるゝ内國消費豫想高まで當該生産物の生産者に調整證明書の發行をなすことを規定した。(小麥一ブツシエルにつき四十二仙、棉花一封度五仙、豚一封度二仙が支拂はれる。)またこれらの生産物の加工に課税することによつて必要な資金を調達すべきことを規定してゐる。下院農業委員會は、クリバーク法案の適用範圍を大いに擴大して七月一日に好意を以て報告したが採決には至らなかつた。

さうかうしてゐるうちに、最もよくこの案の主張者の見解を表現する法案がカンサス州選出の下院議員ホープ氏(Hope)と南ダコタ州選出の上院議員ノールベック氏(Norbeck)とによつて上程された。(下院七月七日、上院は七月十一日)この案の主なる特色は、農業者の一般投票も含めて、この案の適用せらるべき場合に先立つて充足さるべき諸條件を明記し、且つそれ以上に關稅調節稅が高められえない限界を規定してゐる點である。この案の提出者は其後更に簡單に要約した形式の法案を提出した。このノールベック・ホープ案は、豚に就いて規定してゐない點に不完全の點があるにすぎず、その他の點では内國割當案の理想の實現を具象化せんとする點に於

てすぐれた形式を具備してゐると言はれてゐる。(8)

一九三二年十二月には、農業團體と産業組合とは「全國農業調節法」を提出した。この法案はノールベック・ホープ案の根本要素をその骨子とし、又豚への適用其他の詳細なる運用を規定してゐる。本法案では、農務長官は任意に割當を決定し、生産統制契約をなし、次年度にも實行しうることゝした。しかしこの案は緊急事件は直接行動を必要とするといふ理由で、一般投票を省略してゐる。又この案の生命は二ヶ年としてゐる。更にこの法案では、減少面積の利用方法を指定するの權利を農務長官に認めてゐる。だからこの案は一般投票をのぞけば、生産を調節せざる農家は受益者たりえないといふ割當案の原則を殆んど包括してゐるといつていい。ノールベック・ホープ法案には審議會は開かれなかつたが全國農業調節法案については審議會が開催され、下院農業委員會の報告は、新に全國緊急農業法案を作成せしめるに至つた。しかしこの法案は、全く内國割當案とは凡そ縁遠いものであつた。即ちこの下院案は、輸出過剰のある商品に限るとの原理を削除してしまつて、米、落花生、バターファットを加へた。又産業組合を中央機關として活動せしめるやうにし、豚への適用を絶對的に必要とする規定を削除した。従つて豚の削除は生産統制の原則を弱めることになる。上院では、何等生産統制なくして小麦、棉花に適用しうる案を報告した。

この間にあつて、テキサス州選出の下院議員にして、農業委員會々長たるジョーンズ氏 (Jones) によりて一九三三年一月三日下院に提出された内國割當法案がある。この案の内容を見るに、農産物價格の購買力を戦前の均衡状態に一致せしむるために購買力の補給を行ふものである。例へば農家が五百封度一捆の棉花を所持し、その現在毎封度の價格は六仙即ち、一捆三十弗であるが、戦前一九一〇年—一四年の間に於て右棉花一捆に依つて農民が購入したる生産手段を今日そのまゝ購入するには七十弗を必要とする。故にこの不足額四十弗を『調節證券』の形式で政府から補給せらるゝものである。この調節證券は自由に取引され而して大藏省が之を償還するもので

ある。補給せらるゝ費用の財源は加工税乃至は一種の消費税として加工業者から徴收される、しかしそれは結局消費者に轉嫁されるといつて差支へない。たゞし農家は、自家用として二百五十弗の價格までその收穫物を加工することが許可されてゐる。加工税中から、一・五%の政府の行政費を控除したるものが配當されるわけであるが、それには作付面積の二〇%の減少を條件とするものである。ジョーンズ案では、その適用をうける農産物は小麥、棉花、煙草及び豚の四種に限られてゐる。その理由は、此等の四種に補助をすれば代用の法則によりて他の農産物にもその効果が及ぶであらうといふ點にある。勿論本案の適用は、内國消費用の作物の部分に限り與へられるのである。かくの如くして、ジョーンズ案によりて農産物價格の購買力が戦前と均衡するにいたれば、加工税は消滅するに至るといふのがその特色である。しかしこの案も、割當が正確に遵守されない以上、それは却つて生産を刺戟するといふ理由で農事局長ハイドル氏によつて否認されたのである。

内國割當案の根本原理は、一九三二年の共和黨の綱領の箇條に一致するものであり、更にルーズヴェルトが、一九三二年九月十四日カンサス州トペイカ Topeka に於てなした演説の要旨とも殆んど一致してゐると見ていゝルーズヴェルトの論點が農業の指導者の大部分によつて賛成を得たことは言ふまでもないであらう。いまルーズヴェルトの要旨を摘記すれば次の六項である。<sup>(9)</sup>

(1) 本案は小麥、棉花、玉蜀黍(豚の形態で)煙草の如き重要過剩商品の生産者に、工業品が關稅によりてうける利益と同様のベネフィットに等しい關稅利益を世界價格の外に與へねばならぬ。この特定利益は、農場收益、購買力、負債償還力等の増加が更に現在以上の生産を刺戟せぬやうに適用されねばならぬ。

(2) 本案はそれ自身で財政を立てねばならぬ。農業は、聯邦農事局による價格安定の無益な、高い經費を要する試みにより政府金庫に迷惑をかけるが如きことはあつてはならぬ。農業はたゞ關稅保護をうける工業との機會の均等を見むるにすぎぬ。

(3) 本案は、デンピングの故に報復關稅を歐洲取引先に惹起せしむるが如き機構を用ゐてはならぬ。本案は關稅の作用を有效且つ直接的ならしむることに基礎づけられねばならぬ。

(4) 本案は現存の機關を利用し、その運用の主たる責任は華盛頓に新設せらるゝ官設機關よりも出来るだけその管理上地方分散しなければならぬ。

(5) 本案は、能ふ限り協同組合の基礎の上に立つて活動し、その効果は協同組合運動を高め且つ強めるものであらねばならぬ。しかのみならず緊急法が通過し且つ又正常の外國市場が再興したる場合にはいつにても撤回されうるやうに構成されねばならぬ。

(6) 本案は出來うる限り、任意的(自發的)であらねばならぬ。本案はそれが適用せらるべき輸出商品の生産者の相當の支持なくしては行つてはならぬとの理想を希望條件とする。本案はベネフィットが參加者にゆきわたるやうに組立てられねばならぬ。

十一月八日にルーズヴェルトが愈々大統領に選ばれたことは、やがて内國割當案は何らかの形態によつて發現するであらうとの豫想を強めたのである。こゝでルーズヴェルトは三月十六日、緊急農業救濟案を提出し、次で六十億弗の通貨大増發にもとづくインフレーション案と共に農業救濟案は、五月十二日裁可を得て完全に有效となつた。尙同時に、政府より二十億弗を融資して農民の擔保附債券の借替を行はんとする農業擔保再融資法案も裁可せられた。

ルーズヴェルトの農業救濟法即ち一九三三年の農業法 (The Farm Act of 1933) の主要部分<sup>(10)</sup>は次の三つよりなる。

第一、農家購買力の恢復のために政府は農業生産を有效需要に調節せしむる權能を有す。

第二、農地抵當債務の再調節を行ふ。

第三、大統領はインフレーションを統制する権能を有する。

右のうち、第一は即ち内國割當案の適用であつて普通農業調整法 (The agricultural adjustment act) と呼ばれてゐるもので第一條乃至第十九條に互つてゐるのであるが主なる内容は次の如くである。

一、農務長官は特定農産物 (基本農産物) の耕作面積乃至農産物の減産を爲さしめ、之に對して生産者に補償金を與ふる權限を有する。

二、これら基本農産物 (小麥、棉花、玉蜀黍、豚、米、煙草及乳汁並其の生産物) の取引を規制するために農務長官は、農産物生産者、販賣業者及び加工業者と販賣協定をなすことを得る。

三、本案目的達成上必要なりと認めたる場合には、農務長官は各州間若しくは對外通商のための農産物の取扱に對しては特許制度をなすことを得る。

四、農産物を減産せる農家に補償金を交付するため、農務長官は農産物加工業者に課税することを得る。

五、一九三三年度棉花に對してはスミス案の適用をなしうる。

右のうち、スミス案といふのは、南カロライナ選出上院議員スミス氏の過剩棉花處分方法であつて、棉花の五〇%の減反を行ひ、不足の五〇%は政府手持の古棉花を農民よりの買上價格で拂下げ、一九三三年度はこの五割減反により新しい生産均衡を來さんとするものである。

農業調整法による農産物は生産制限計畫は一九三三年六月より著手された。いま基本農産物につきて限産計畫乃至販賣協定の大要を見るに凡そ次の如くである。

一、小 麥 一九三四年度の小麥作付反別を過去三ヶ年に於る平均耕地の一五%丈を減少する。一九三五年の減反率は一九三四年八月に決定される。補償金は減反契約に署名せる各小麥生産者の過去三ヶ年平均生産高の内國消費部分に對し、一ブツシエル二八仙の割で支拂はれる。そして其の財源たる小麥加工稅率は一ブツシ

エル三〇仙（一九三三年七月九日より實施）尙小麥に關しては一九三三年倫敦國際小麥會議に於て成立する國際小麥限産協定を基礎として計畫される。（註）

註 小麥限産計畫

1. 第一次發表

一九三三年六月十六日ワォーレス農務長官は小麥減産三ヶ年計畫を發表したが大要次の如くである。

イ、農務長官は農民と一九三四年及一九三五年の小麥作付面積を該農民の過去三ヶ年間に於ける平均耕地の最大限二〇%だけの減少をする契約を締結する。

ロ、國際協定の範圍内に於て農業調整局は農業調整法の規定に基き小麥輸出援助機關と協同する。

ハ、一九三三年に於ける生産過剰の小麥の供給を小麥市場より撤去する。

ニ、補償金は、一九三三年、一九三四年、一九三五年に農民に交付される。而して其は一九三四年及一九三五年に於ける小麥減反契約を締結し、之を履行する農民に對して、其三ヶ年平均生産高の内國消費部分に付き支拂ふものである。ホ、加工税率は農業調整法に基き最大額たるべく且つ加工税實施期日は一九三三年販賣年度の初にして農務長官之を決定する（六月二十七日農務長官は七月九日より一ブツシエル三〇仙の加工税を課する旨發表）第一年度に小麥生産者に交付される補償金總額の見積は約一億五千万弗である。即ち同日は小麥限産計畫の骨子たる減反率及び加工税率は確定されなかつたが夫は時恰も倫敦に國際經濟會議が開催され、小麥減反問題も討議中なりしたためである。

2. 國際小麥限産協定

一九三三年八月二十五日倫敦國際小麥會議は、小麥限産協定案を作成、三十一箇國出席の中二十一ヶ國は調印し、アルゼンチンのみは調印しなかつたが、八月三十日同國も調印するに至り、爰に四大小麥輸出國を含む小麥限産協定の成立を見た。其要項左の如し。

イ、小麥輸出國（米、加、澳、亞）政府は一九三三—四年度に於ける小麥輸出量の最大限を五億六千万ブツシエルとするに同意する。

ロ、蘇聯邦及びダニユエア沿岸諸國以外的小麥輸出國は一九三四年及び一九三五年に於ける小麥生産高を一五%だけ限産することに同意する。

ハ、小麥輸入國は小麥價格が一キンタール十二金法（一アツシエル六三・〇二金仙）に達したる場合には關稅の再調整をなすことに同意する。更に輸入國は輸出國の自發的輸出減少を利用して國內の生産増加を計るが如きことは敢てしない。

ニ、協定に基き一九三三、三十四年度に於ける四大小麥輸出國の各輸出割當高は、米國四千七百万アツシエル、加奈陀二億アツシエル、亞爾然丁一億一千万アツシエル、濠洲一億五百万アツシエルとす。

### 3. 第二次發表

ソオールース長官は前記小麥會議の協定成立に鑑み、その限産協定に米國小麥生産量を適合せしめる爲め八月二十八日次の如き限産計畫を發表した。

イ、一九三四年に於ける小麥作付反別を一五%削減する。其結果米國は一九三四年には作付反別九百六十万英町、一億二千四百万アツシエルを限産することになる。一九三五年に於ける減反割合は一年後に決定する。

ロ、減反申込は農民が個々に自由に決定すべきである。

ハ、減反参加者に對しては一アツシエル二八仙の補償金を交付する。其見積總額は一億二千万弗。而して補償金の内三分の二は此の秋に、残り三分の一は春小麥植付に當り支拂ふものとする。

ニ、小麥加工稅々率は一アツシエル當り三〇仙とする。其收入見積額は一億三千六百万弗。

二、棉 花 一九三三年に於て一〇三九九、三三一英町の棉花耕地を減反した。一九三四年に於ては棉花耕地の二五%を減少しようとしてゐる。農務長官は棉花生産者と減反契約を締結し、減反面積に付き補償金を支拂ふ。此補償金は減反契約が所謂棉花選擇權（Option）を伴ふと否とに依り、又減反地の生産力の大小により異なるのであるが、棉花選擇權を伴ふ場合には減反面積一英町に付六弗乃至一二弗であり、然らざるときは、七

—二〇弗である。財源たる棉花加工稅は一封度四二仙と決定し、一九三三年八月一日より實施してゐる。（註）

#### 註 棉花限産計畫

一九三三年六月十九日農務長官は左の如き要旨の棉花減反案を發表したのである。

1. 農業調整局は政府當局其他の機關の協力に依つて棉花栽培者に現在の耕地の減少を勧誘する。棉花生産者の減反申込

は長官の定むる申込書に署名することによつて行はれる。申込者は長官が之を承認又は拒絶し得る所定の期間中其の申込を取消又は變更することが出来ぬ。

2. 農業調整局は生産者に對し、左の提案の諾否を問ふ。この提案が生産者及長官に依り署名されたる場合に棉花減反契約が成立する。

イ、棉花生産者は現在棉花栽培耕地の一定面積を棉花生産に使用せざることに同意する。  
ロ、棉花生産者は右減反補償として、次の補償金のうちの何れかを受くるものとす。

(a) 棉花選擇權を伴ふ補償金。この補償金額は減反面積一英町に付き定められ且つ減反地の生産力の大小に依り異る即ち次の如し。

一英町當り棉花生産高	一英町當り補償金	一英町當り棉花生産高	一英町當り補償金
一〇〇—一二四封度	六・〇〇 <sup>弗</sup>	一二五—一四九封度	七・〇〇 <sup>弗</sup>
一五〇—一七四封度	八・〇〇	一七五—二二四封度	一〇・〇〇
二二五—二七四封度	一〇・〇〇	二七五封度及同以上	一二・〇〇
(b) 棉花選擇權を伴はざる補償金。この補償金額は前項と同じく一英町當り及び生産力の大小により異なる。			
一英町當り棉花生産高	一英町當り補償金	一英町當り棉花生産高	一英町當り補償金
一〇〇—一二四封度	七・〇〇 <sup>弗</sup>	一二五—一四九封度	九・〇〇 <sup>弗</sup>
一五〇—一七四封度	一〇・〇〇	一七五—二二四封度	一四・〇〇
二二五—二七四封度	一七・〇〇	二七五封度及同以上	二〇・〇〇

3. 減反申込受理機關は減反申込受理日時を農業調整局に通知する。同局が減反計畫に基き該棉花限産を行ふに決定せる場合には、該生産者に對し其申込が承諾された通知書を發する。承諾通知書を受けた生産者は減反地の檢證其他農務長官の定むる規定に服従する義務を有する。減反契約履行の満足なる表示ありたる場合には、各生産者は補償金の交付を受け、更に生産者の希望に依り、生産者の減産量を超過せざる範圍に於て政府手持棉花購入の選擇權契約を締結する事が出来る。

4. 棉花加工税は一九三三年八月一日より實施する。

5. 減反地には土地改良を爲し、土襲浸蝕を防止し、或は家庭用食料品生産に使用することを得る。

以上の棉花減反計畫に基き農務長官の企圖する一九三三年度減反豫定額は千万英町（全耕地の二五％）即ち約三百万俵の減産に相當する。農業調整局は一九三三年六月二十六日より棉花栽培地帯に棉花週間を催したが、同棉花減反運動は七月十三日夜半奏效裏に終りをつけた。此の減反運動に於て棉花生産者の一九三三―三三四年度限産同意額は原案の三百万俵を突破して三百万五万俵に達し、減反内契約高は九百万英町に及んだ。同局の減反運動が好結果なるに鑑み、七月十四日長官は大統領の裁可を経て八月一日より棉花の第一次加工に對して一封度四・二仙の加工税を課する規定を發表した。この四二仙の税率は棉花の所謂『公正なる交換價值』と一九三三年六月現在の農場平均價格との開きに等しい。この加工税收より棉花生産者に補償金として支拂はれる額は凡そ一億弗と見積られてゐる。

三、煙草 一九三三年に於ける煙草限産計畫は煙草の基準耕地の五〇％減反しようとするものである。補償金は二種に分れ、第一次補償金は減反面積につき煙草の生産高及び品質等により一英町當り一五弗乃至四七弗で八月末迄に支拂つた。第二次補償金は一九三三年に於ける其の總收穫高に關し、其の一英町當り平均收穫高の四〇％であるが、其額は第一次補償金の六〇％以下とし煙草栽培者が一英町當り收穫高及び減反實行に關する證據を提出して後六十日以内に交附する。財源たる煙草加工税は一九三三年十月一日より實施し、其の税率は煙草の種類に依り一封度に付一・七仙―一・六仙である。一九三三年の減反契約に於て農務長官は一九三三年及び一九三五年に於ても必要と認むるときは基準耕地の特定割合迄減反を要求しうる權利を留保し、此場合に於て一九三四年の補償金は一九三三年の基礎と同一の基礎に基き、其の率は一九三三年の三分の二以上とすることを定めてゐるが、最近一九三四年に於ける限産率を二五％―一五〇％と決定し、或種の煙草に付ては販賣協定が締結されたのである。（註）

#### 註 煙草限産計畫

一九三三年六月二十五日農務長官は一九三四年に於ける各種煙草の限産計畫を發表したが、それによると農業調整局は一九三三年に煙草基準耕地五〇％を減反する栽培者に對して補償金を交付する。煙草生産者は左の三種の面積の中何れかの一を以て其の基準耕地とすることが出来る。

1. 一九三一年及び一九三二年に於ける煙草栽培平均面積の八〇%。
  2. 一九三二年の栽培面積が前年の栽培面積を超過せざる場合には一九三二年の栽培面積。
  3. 一九三二年の栽培面積が前年の栽培面積を超過する場合には兩年の平均栽培面積。
- 基準耕地の五〇%減反に同意する煙草栽培者はその減反面積に付き、第一次補償金を受け、一九三三年に自己の總收穫高に付き一英町當り『平均收穫高』の四〇%の第二次補償金を受くる。然しながら、地方に依り煙草の生産高及び品質等が相異なる結果各地方に於ける栽培者に對し限産計畫を公正に遂行するやう努力が拂はれ、第一次補償金は一英町一五弗乃至四七弗とされた。例へばウイスコニンシに於ては一英町當り二〇弗であるがオハイオ、インディアナ地方に於ては一五弗である。

この第一次補償金は出来るだけ速に遅くも八月末日迄に各栽培者に支拂ふことになつてゐる。第二次補償金は、栽培者が一英町當り收穫高及び減反實行に關する満足なる證據を提出後六十日以内に支拂ふことになつてゐるが、其額は第一次補償金の六〇%以下とする。この煙草減反計畫は又一九三四年及一九三五年の煙草栽培及收穫に關して長官に對し一の選擇權を興へてゐる。即ち一九三三年十二月一日までに煙草の需給關係が未だ不満足なものである場合には、長官は選擇權を行使し、一九三四年に於て基準耕地の特定割合までの減反を要求することが出来る、一九三五年に於ても然り、此の選擇權を行使する場合には、一九三四年度の補償金は前年度と同一基礎に基き支拂ふが、その率は前年の三分の二以上とする。一九三五年度の選擇權行使又しかり。煙草限産契約締結者は餘分の肥料を用ひて生産を増加することを許されず又不必要的煙草を贈與、販賣するを得ない。又減反の結果使用を禁じられた倉庫等を他の生産者に貸與、使用せしむることも出来ない。減反地には棉花、小麥、米を栽培したり又は家庭用以外の野菜をも栽培することを許さぬ。

右の計畫發表後一九三三年九月十五日長官は大統領の裁可をへて加工稅率及びその施行期日を發表した、それによると加工稅は同年十月一日より施行し、稅率は種類により一封度一・七仙—一・六・一仙。種類は六種に分類され加工稅は農場販賣量に基礎を置くものである。

次に一九三四年に於ける減産計畫の要領を見るに、火力乾燥煙草（南北カロライナ、ヴァージニア、ゲオージア、フロリダ）基準耕地の三〇%即ち約五億封度の限産にして、補償金見積は千七百万弗。火力乾燥煙草の大量國內購買者との販賣協定に依り是等の購買者の國內用の爲めに購入するすべての火力乾燥煙草は一封度に付十七仙の最低價格を定めたのである。

パーレー煙草(ケンタツキ、テネツシー、北カロライナ、ヴァージニア、オハイオ及びインディアナ)は基準耕地の三  
三%乃至五〇%即ち約二億五千万封度を限産する。補償金は約千五百万弗。

火干煙草(ケンタツキ、テネツシー及びヴァージニア)は基準耕地の二五%即ち一億一千万封度の限産、補償金は百七  
十万弗。

黒色氣干煙草(ヴァージニア、テネツシー、ケンタツキ及びインディアナ)は基準耕地の三〇%即ち三千万乃至三千五  
百万封度の限産で補償金は七十一万五千弗見當。

葉巻煙草は基準耕地の五〇%を減反する。

#### 四、豚及び玉蜀黍

玉蜀黍は一九三三年以前三ヶ年に於ける平均耕地面積の少くとも二〇%を一九三四年に於

て減反し、豚は一九三三年以前二ヶ年間に農場より賣却された平均頭数の二五%を減産せんとする。補償金は  
玉蜀黍については一九三三年以前二ヶ年に自己の農場に於て飼育せる豚の平均頭数の七五%につき一頭當り五  
弗である。財源たる加工税は豚に關しては生豚百封度に對し五〇仙にして、一九三三年十一月五日より實施し  
其後逐次其の額を増加し一九三四年二月一日に二弗に達した。此税率は一九三四年及び一九三五年にも適用さ  
れる。玉蜀黍加工税は一ブツシエル(五六封度)につき二八仙にして一九三三年十一月五日より實施する。(註)

註 豚及び玉蜀黍限産計畫

豚及び玉蜀黍減産計畫は一九三三年十月十七日農務長官により左記の方法を以て實施される。

1. a. 玉蜀黍栽培者は一九三三年前二ヶ年間に自己の栽培したる平均耕地面積の少くとも二〇%を一九三四年に減反する  
b. 豚生産者は一九三三年以前二ヶ年間に自己の農場より賣却したる平均頭数の二五%を減産する。
2. 豚の價格吊上げに關し生豚は干豚製品を市場より除去する必要がある場合には農業調整局は聯邦緊急救濟局と協力して  
之に當る。

右の第二の方法は一般狀勢に照し妥當なりと認めらるゝ場合には第一方法と併用される。而してその際には聯邦過剩品救  
濟社が一九三三年は生産された豚の過剩部分並一九三三年及び一九三四年に販賣せらるゝ豚の過剩部分を購入し、聯邦  
緊急救濟局が其の分配の任にあたる。尙、一九三四年の豚及び玉蜀黍減産に同意せる農家には次の如くにして補償金が交

付される。

1. 補償地代 玉蜀黍限産補償金は減反地に付き一九三三年以前三ヶ年に於けるその一英町當り平均玉蜀黍生産高一アツシエルに對し三〇仙の割合とする。但し農業者は地方生産統制組合と協定して、一九三三年以前三ヶ年平均耕地の二〇%以上の減反をなすことが出来る。此の補償金は二期に分割して交付される即ち第一次は二〇仙にして栽培者が長官と減反契約締結後出来る限り速に交付し、第二次補償金一〇仙は減反契約の實施状態の分明をまち、一九三四年八月一日以後に交付する。

2. 豚調整補償金 豚限産契約者の農場に於て一九三三年以前二ヶ年に飼育せる豚の平均頭数の七五%に等しき頭等に付き一頭當り五弗とする。この五弗は限産契約締結と同時に二弗、一九三四年九月一日頃に一弗、一九三五年二月一日頃に二弗と三期に分割交付する。限産計畫の財源たる加工税は豚に關しては生豚百封度につき五〇仙とし、豚の販賣年度の初め、即ち一九三三年十一月五日より實施する。是は其後逐年其の額を増加し、一九三四年二月一日迄に二弗に達し此税率は引續き一九三三—三四年度及び一九三四—三五年度にも適用する。玉蜀黍加工税は一九三三年十月二十四日長官發表に據れば、一アツシエル當り二八仙とし、十一月五日より實施する。尙この計畫に關しては必要且つ適當と認めたる場合には玉蜀黍及び豚と競争商品及び同輸入品に關し補償税を課せんと日論んでゐる。

五、牛 乳 牛乳に就いては今迄の處では減産は行はれないで、販賣協定に依つて價格を維持しようとしてゐる。販賣協定は地方別に牛乳販賣協定區域を作り、牛乳生産者と販賣業者との協定を以て牛乳の卸小賣價格を定めるものである。(註)

註 ミルク販賣協定は他の基本農産物の限産と異り、地方的に締結される結果全國的に統一せられた規定はない。しかし個々販賣協定の骨子を見ると、一地方で數州若は數區を以て協定區域とし協定は生産者と配給者間に締結され、主としてミルク相場の安定を目的とする。これが爲めにミルクの卸、小賣價格を決定するのである。勿論同一協定區域でもこの販賣價格は地方によつて異なることがある。

六、米 基本農産物の一つである米に對しては未だ限産計畫はなされてゐない。

以上によつて現在のアメリカ合衆國の農業救濟案の中心が既に生産統制てふ位相にまで發展し、しかもその生

産統制の内容の眼目とする處は、所謂任意内國割當案の理想であることの事實を述べた。仍て私は同案の一つのムステルともいふべき、ノールベック・ホープ案の内容を中心に、その根本的立脚點を論じて見たいと思ふ。

- 註
- (1) W. J. Spillman; *Balancing the Farm Output, 1927*, pp. 84.
  - (2) W. J. Spillman; *ibid.*, pp. 94.
  - (3) W. J. Spillman; *ibid.*, pp. 97—98.
  - (4) J. D. Black; *ibid.*, pp. 312.
  - (5) J. D. Black; *ibid.*, pp. 271.
  - (6) M. L. Wilson; *ibid.*, pp. 27—28.
  - (7) Josef S. Davis; *The Voluntary Domestic Allotment Plan for Wheat, 1932*, pp. 27.
  - (8) M. L. Wilson; *ibid.*, pp. 36—37.
  - (9) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 29.
  - (10) Edmond de S. Brunner; *The Farm Act of 1933*, pp. 13. Wilson Gee; *American Farm Policy*, pp. 50—51.

### 三、任意内國割當案の内容

この案の内容に入るに先立つて、本案成立の經濟的基礎について一言しておかう。

内國割當案成立の經濟的基礎として主張せらるゝものは、ノールベック・ホープ案に依れば次の一連の理由によるものであるが、根本的には現時の農業状態は全體としての經濟機構を動搖せしめるもので、農業の再生こそは商工業の恢復の確實な繁榮の支持にとつて缺くべからざるものであるといふ、農業救済の見方にある。一九三〇年以後の農業不況は、何らかの新しい方法の出現を期待してゐることは、いよゝゝアメリカ農業の不安を物語るものに外ならぬ。

(一) 多くの重要農産物の生産は、内國消費を超過し、全生産物の價格は輸出過剰が世界價格で賣られる價格によりて決定される。

(二) その結果、かゝる輸出生産物の價格は普通の關稅では保護しえない。

(三) 農業經營者の多數にしてしかもその無統制のために需給の均衡のとれ難いこと、従つて、小麥、棉花、煙草その他の生産物の過剰が累積し、これが貿易の通路を妨げ、價格を暴落せしめる。

(四) 農家に確實な購買力の存せぬことは、商工業の發展を阻止する。

(五) 従つて農家に對して、彼等の生産のうち合衆國內にて消費せらるゝ部分から收入を得せしめ且つ彼等の生産を需要に調節せしめる運動を爲さねばならぬ。

(六) 農産物と他の商品との價格の不均衡は貿易の正常的流通を妨害せしめる。(註)

註 これらの主張に對しては異論これなしとしない。例へば、すべての小麥價格は輸出過剰が世界市場で販賣される價格に決定されるといふのは眞實ではない。たださういふ傾向はあると見ていゝ。大戰以前には、世界價格が支配的であつたことは疑ひないが戦後の事情はさう簡單には説明しえぬ。(註) 又小麥關稅にしても全く無効にあらざ小麥輸入を抑止しうるものである等々。

農業の恢復が一般經濟界の繁榮を來すといふ論據は、少くとも最近の景氣論の研究では、必ずしも首肯されるない。また農業の恢復が一般經濟恢復の必要條件だといふことも正しくはない。歐洲穀物の不作によつて小麥の過剰を輸出して一般經濟界の恢復を來した十九世紀末のアメリカ農業の時代とは、全く趣を異にした今日ではかゝる基礎づけは必ずしも正しいとは云へぬ。

内國割當案成立の背景となつてゐる基礎的經濟思想に、農工業間の均衡といふ問題がある。われわれの考へねばならぬ點は、かゝる均衡は何にあり、その存在並に均衡よりの乖離はいかにして認識せらるるや、又均衡の破壊はいかにして恢復せらるゝやといふことであらねばならぬ。

最近の農業が、他の商工業と不均衡なりとの事實を指標として一般に次の解答が與へられてゐる。

一、農場収益は一九〇九—一三年のときよりも國民収益中のはるかに小さな部分を占めてゐる。

二、農産物卸賣價格の平均は一般卸賣物價指數に比して戦前（一九〇九—一四年）よりも下落がはげしい。

三、農産物の農場價格の購買力は一九一〇—一四年よりも少い。

四、農家一人當り平均純収入は工業労働者一人當りの勞賃より騰貴が少い。

五、農地價格は一般價格水準に比較すると一九二四—二八年には一九一一年より遙に低い。

六、農場人口は戦前よりも全人口中にしむる割合は少い。

われわれは右の主張に對しては、事實としてうけいれるにやぶさかではない。しかしながら、正常的均衡といふのは全人口に對する農家のある特定の割合とか、國民所得中農家の一定の分前とか、ある若干の選擇基準にもとづく農産物價格と他の生産物價格との特定の關係、或ひは農家購買力の特定の指數を意味するものと信すべき確たる根據は見出し得ない。

ジョーンズ均衡法案及び現時の農業救濟法の立法の理由も、主として「農産品及他物品の價格間に於ける重大にして且増加しつゝある不均衡」の存在を認めると同時に、「右不均衡は農民の工業生産物に對する購買力を著しく減少し、諸物品の秩序的交換を破壊し、且國家の信用機構を維持する農業的財産を毀損すること甚しき」ことを認めたためである。而してかくの如き不均衡は何が故に生じたるやは問題としてゐないし、明答されてもゐない。正常的均衡としては、いづれの案に於ても戦前を選んでゐることを注意すべきであらう。

さて本案の一義的定義ともいふべきものは、既にのべた如く、ブラツク教授の定義によつてその一般を知りうるであらう。私は再びそれを繰返すには及ばない。内國消費部分の割當を行ひそれに對して補償するのであるが茲では本案適用上の前提條件をのべ、いかなる商品に適用せらるゝものなるかを明かにし、次で本案の生命と

も言ふべき割當の問題、割當資金、補償金の分配等に論及するのであらう。

内國割當案適用の前提條件

ノールベック・ホープ案の下では、割當の適用に當つては次の三つの條件を具備したる商品でなければならぬ。

(一) その商品が戦前の購買力以下で賣られてゐること。

(二) 内國生産が内國消費を超過してゐること或はその他内國生産が不當に價格を壓迫してゐること。

(三) 生産者の六〇%が投票によりて本法の規定實施上協力をなすべき好意を示せること。

右の第一條件はとりも直さず購買力の問題であつてこれが決定は恐らく簡單な計算で十分であると思はれる。

ノール・ベック案では、その際用ひてゐる統計的方法に關しては明記してゐない。いづれにしても、現存の資料から見て小麥の卸賣價格は一九一〇—一四年の小麥の平均卸賣價格を以てし、一般物價格指數は勞働統計局の資料によるものと察せられる。この場合の困難は次の如くである。

一般物價格指數は、カバーしたる商品數及び加重方法によつて戦前戦後を通じた正確なものがえ難い。勞働統計局の一般卸賣物價格指數の基準年度は一九二六年であつてこれを一九一〇—一四年の基準で表現するには一・四六倍しなければならぬと言はれてゐる。

小麥の卸賣價格についてもどういふ市場段階の價格であるかは本案には明記されてゐない。また戦前戦後の卸賣價格は精確には比較しがたいのであつて、加重平均が用ひられたとしても適當な重みは戦前と戦後とは同一ではない。

説明のため數字を用ひると戦前の加重卸賣平均價格は九七・九仙である。又一九三二年六月より九月までの加重月別平均價格は、夫々五一・四、五〇・〇、五三・六、五三・七仙である。この月別平均價格を戦前基準で示したるものと一般物價格指數とを比較して見ると次の如く、小麥は明かに戦前の購買力以下なることが分る。<sup>(3)</sup>

	一般物價指數	小麥指數	小麥指數の一般物價指數に對する百分率		一般物價指數	小麥指數	小麥指數の一般物價指數に對する百分率
六月	九三・三	五二・五	五三・八	八月	九五・二	五〇・七	五二・五
七月	九二・三	五一・一	五二・九	九月	九五・四	五〇・九	五二・五

第二の條件は割合に明瞭にわかると思はれる。小麥に就いて見ると過去六十年間は内國消費以上であるし毎年持越量は大きく、昨年の如き餘り收穫の多からざる年ですら三億ブツシエルに及んでゐる。

第一、第二の條件の決定は、小麥以外の農産物では一層困難である。ノールベック案では、小麥の外に、棉花、煙草、豚、米があげられてゐる。

第三の條件は小麥生産者の六〇%の賛成投票のあることを要求してゐる。この%は人数若しくは平均年生産等によつて測定せられる。こゝにいふ割當案に對して何%の参加があるかは豫想しえないが、小麥について見ると生産者實数は次の如くである。これは冬時春時兩種栽培の重複を控除したものである。センサスの年には小麥栽培の農場が調査洩れになる可能性がある。この事はセンサス調査の小麥面積が農務省調査の修正見積りよりも小さいことから暗示される。<sup>(4)</sup>

小麥栽培者實數

年次	冬小麥	春小麥	合計	實數
一九一九年	一, 230, 300	566, 811	3, 371, 111	二, 335, 134
一九二四年	1, 031, 550	267, 932	1, 300, 482	1, 101, 616
一九二九年	2, 207, 311	317, 303	1, 358, 066	1, 101, 616

小麥栽培面積 (單位千英町)

年次	農務省調査	センサス調査	差	年次	農務省調査	サンサス調査	差
一九一九年	七五、六九四	七三、〇九九	二、五九五	一九二九年	六三、七六一	六二、〇〇〇	一、七六一
一九二四年	五三、五三五	五〇、八六一	二、七三四				

又小麥を毎年播種せず輪作の一部として栽培したり、保護作物として時々栽培する場合を考慮すると、小麥の栽培農家数は一九二九年度にセンサスに報告された百二十万よりは多いことになる。投票は以上の生産者を標準とするよりも平均年生産額によることも出来る。これには農務省の數字を用ふればいゝのである。

要するにこの第三の條件は、農家の自發的協力を窺知する方法であつて、この方法採用後の経過がその存續を決定するものと考へられる。この條件は、後のジョーンズ法案や現在の農業調節法には見受けられないものである。

以上の如き前提條件に適したる農産物は割當の對象となることが出来る。次で起る問題は次の四つである。而してこの四つが典型的なこの案の構成をなすものといへよう。

1. 自家用消費(飼料、種子を含む)をのぞく内國用の總ブツシエル數の年次的評價。
2. この總ブツシエル數の個々の生産者への割當(典型的には現農場の既往生産高に正比例して)
3. 割當保有者に對するその内國割當各一ブツシエルについて交付される特別配當金又は關稅利益の分配。
4. 必要な割當資金として内國用に製粉する小麥に内國消費稅又は關稅調節稅(典型的には關稅率にひとし)を賦課し之を加工業者特に製粉業者より徵收する。

内國割當案の直接の目的は、生産者に對して割當を爲さざる場合よりも、より多くの收入即ち合衆國の食糧用

として消費せらるゝ小麦に關稅額程度の保證を與へることにある。云ひかへると直接には價格の騰貴を目的とするのではなく、農家の收益を補償することにある。従つて市價は市場勢力状態に依りて決定せられるものであり、割當受益者はこの市價による収入の外に特定配當金を受けにすぎない。

また、内國割當案の特色は、一九三一年—三二年に實施されたる加奈陀及び濠洲の制度と異つて、販賣せらるゝ數量については國庫より固定的特別配當金を交付するものではなく、且配當金は既往の生産高を基準として分配される。従つて主として割當資金に依存する配當金の金額は、個別的にせよ、全體にせよ、現在の販賣額には關係しない。割當受益者は、その販賣額や單位價格には關係なしに當該販賣年度（市場年度）の割當金を受けとることが出来るのである。

内國割當案の最近の發展に於て一つの特質と見るべきものは、任意的（又は自發的）と呼ばれることである。その理由は關稅利益の要求は、契約の自發的な署名と履行によつて得らるゝもので、その際生産者は中央行政機關の命に従つて作付面積の制限又は減少に同意を要するものである。たゞこの生産制限の同意が多ければ多いほど供給の減少により價格騰貴が促進せらるゝといふことになりこの案の副次的効果が達成せられる。

猶、補償金に關してはノルベック・ホープ案では、關稅利益なる言葉を用ひてゐるのは誤解を來し易いと云はれてゐる。何故ならば、關稅の効果は原則として内國生産者の價格を關稅額だけ高めることにあるが、この補償金は内國販賣量のすべてに支拂はるゝことなく、それ以下の數量に分配されるからである。關稅利益ならば内國生産者に一樣に均霑さるゝ恩恵であらねばならぬからである。

#### 割當の決定

内國割當案の最も重要にして困難なる點は個人に對する割當の決定である。いま順序として個人割當權の決定に先立つて全國的割當から述べることにする。

一、全國的割當 (National quota) と各州割當 (State allotment) (5)

全國的な總割當額は、云ふまでもなく、純粹に内國にて消費せらるゝ額であつて、輸出せらるゝものは含まない。又販賣しない自家用消費及び種子用のものも含まない。この割當總額の各州間への細分は、ノールベック案では次のやうに規定されてゐる。

「いづれの商品にせよ、各州への割當は當該生産物の過去五ヶ年の平均作付面積と過去二十五年間の一英町當り平均收穫高との乗積に比例する。たゞし各州の家畜若しくは畜産物の割合は過去五ヶ年間の販賣の平均生産高に正比例するものとす。」

右の規則に従ふ場合には、計算の技術的基礎は何にもとづくべきかについては、ノールベック案には別に規定がないし、ジョーンズ案、農業調整法のこととは未だ分らぬ。ブラック教授は次の三つを擧げてゐるが、これは個別的割當の場合にも同じく適用される。

1. 各州の代表機關の調査せる報告に基く法
2. 一九一〇、一九二〇、一九二五の各年のセンサスの資料に基く法
3. 州センサスある場合には州センサスに基く法

事實上は作付面積よりも收穫高の方が重要な要素であるから、三つのセンサスの收穫高と各州調査と兩者を考慮して決定すべきものとしてゐる。平均收穫高はノールベック案では二十五年としてゐるが、長きに失すると思はれる。十年平均位が至當であらう。

ノールベック案では、全國割當總額は毎年再計算され、それに應じて各州の割當も變化してくるわけである。たゞ割當基準を年々修正することは統計的操作を複雑ならしめるものである。こゝいふわけで一度固定した割當率を選ばれ易き理由をもつ。然しブラック教授説では、割當總額は變化せず、内國消費の増加せぬ限り、増加す

ることがないとしてゐる。尙、作付面積その他の技術的計算の基礎は、農務省の數字によるがよいとデイヴィスは述べてゐる。

割當總額を決定するものは、ブラツク教授の説では、農務省と商務省又は兩者より選出されし人と兩省の任命せる第三者より構成せらるゝ委員會によるとされ、ノールベツク案では聯邦農事局がこれを行ふことになつてゐる。農業調整法では農務長官である。

各州割當は、州割當委員會によつて決定されるものとしてゐるが、その委員會の組織は明記してゐないがノールベツク案では次の七名である。<sup>(6)</sup>

1. 州農科大學長又はその代理として大學長の推薦したるもの
  2. 州農業委員
  3. 州銀行家協會より指名されたる商工業者の代表
  4. 知事任命の消費者の代表
  5. 州にて本法適用をうくる生産物の取引を行ふ産業組合指名者中より知事選出せるもの
  6. 州に於ける一般農家團體の指名者中より知事の選出したるもの
  7. 本法の適用をうくる生産物の取引を行ふ私設商人組合或は組合なきときは本法の適用を受くる生産物の取引を行ふ商人の指名者中より知事の選出せるもの
- 州エクステンションの長官はこの委員會の會長に任命される。ブラツク教授では少しく組織が異つてゐる。<sup>(7)</sup>
1. 州農業委員（本會の委員長となる）
  2. 州農産物家畜報告の統計官
  3. 經濟統計家出來うれば州より、然らざる時は聯邦農事局の任命者

4. 州課税委員會の代表

5. 該地方の聯邦農地貸付銀行の代表

この委員會の任務は、聯邦農事局（ノールベック案では）の割當通告に基いてこれを州内の各郡に割當てればいゝ。たゞし、農務省は郡別の收穫高見積りは行つてをらないから、多くの州では出来るだけ過去五年の平均作付面積と過去十年間の一英町當り平均生産高を調査しなければならぬわけである。郡間の割當に争のある場合にはノールベック案では、聯邦農事局又はそれが決定を行ふ仲裁局に訴ふべしとなしてゐる。

二、郡及び町村割當委員會

郡及び町村委員會の組織は、ノールベック案では聯邦農事局と州間の協定若しくは、州割當委員會により規定される。右委員會はノールベック案にては次の如く構成される。<sup>(8)</sup>

1. 消費者の代表、郡のボードオブコミッションナー若しくは同種の行政官廳の選出

2. 實業家の代表、郡銀行家中より選出

3. 三名の農産物生産者、郡内の産業組合、一般農家團體、私商人の指名者中より郡役所の選出

ノールベック案では會長は郡エクステンションの所長である。合衆國の二八〇〇の農業を主とする郡には約二二〇〇の郡エクステンションがある。

郡割當委員會の仕事を円滑且つ容易ならしめるために、ノールベック案では町村委員會が設置され得るがその構成は明記されてゐない。ブラック教授では、都市割當委員會はあるが、町村の方はない。

三、個別的割當の決定

個別的割當を行ふにあつて第一になさねばならぬ郡割當委員會の任務は、次の統計的基礎をうるにある。<sup>(9)</sup>  
當該農産物の作付面積、收穫面積、收穫高の五ヶ年平均又、家畜の場合には過去五年間の販賣用生産の平均。

(ブラスク案では平均を求むる期間は必要やむをえぬ場合は三年とするも普通は五ヶ年、又はそれ以上としてゐる。)

この調査は小麥について見ると、生産者全體の調査を行ふことを必要とするのであらうが、それは費用がかかるからこれを適當な所に於て調査用紙に記入せしめその結果は主として新聞に公表され、これによつて不當な評價のないやうな方法をとるのである。小麥の場合では、過去五年のうち、一年又はそれ以上小麥を栽培せる農場数は少くとも百五十萬ありとされてゐる。これに就いて正確な割當の決定を行ふといふ技術的困難は極めて大きい。個別的割當に満足しない人は矢張り州割當委員會又は聯邦農事局設置の仲裁委員會に訴へる權利を有つ。

個別的割當を得る場合には、一層精確を期するためにエレヴェーター又は製粉場の記録を参照すべきことを、ノールベック案もブラスク教授案も示してゐるが、これは恐らく粗雑を免れぬと思はれる。この外個別的割當の決定に當つて困難な問題は、同一農場に農家が五ヶ年間乃至三ヶ年間繼續して居住しない場合のあることである。個別的割當の決定時期に關しては、ノールベック案には明確な規定が見當らないが、今ブラスク教授によると小麥の場合ならば、春蒔小麥では、毎年一月で二月發行の農務省の Outlook Report に間に合ふやうになされ、秋蒔小麥では六月又は七月である。<sup>(10)</sup>

個別的割當は、郡割當が全國割當又は州割當の變化に伴ひ變更するやうに、郡割當變更に従ひ變更されるが、それは特に政府の必要と認めたる場合に限られる、例へば、土地の賣却、經營者の移轉、若しくは小作人の變更にもとづき、場合により、賣却者、移轉者、又は地主等は、郡委員會又は聯邦農事局に通告し、委員會又は局は販賣年度初め(毎年七月)に次の販賣年度のためにかゝる土地の割當の再交付を爲し、或ひは新しく署名契約を行ふものである。個別的割當の決定は初年度に最も困難にして多額の經費を必要とすることは言ふ迄もない。

次に私は、技術的な問題であるが、割當の實質的效果を法律的に確認する割當契約のことに少しくふれて置き

度い。

個々の生産者の割當が決定されると、郡割當委員會は、聯邦農事局提供の形式に依りて契約書を作成する。それには例へば、割當される農家の土地面積、申込人の姓名住所、既往五ヶ年間の小麥の作付面積、生産高及び割當額（ブツシエルにて）を記入し、その他減反したる場合にうくべき補償金請求額等を記入する。農場が若しも小作されたる場合には、地主並に小作人連名の調印を必要とする。しかしこの場合には、兩者間の補償金の分配についての係争を避けるため、契約書には、兩者間の協定分配率を表示した方がよいのである。この點に關してはノールベック案には何事も述べてゐない。

契約したる割當記録は、割當資金分配の暫定的基礎であつて、最後の基礎は販賣年度末に決定される。即ち郡委員會は契約が履行されたるや否やを確かめねばならない。規定されたる割當協定に違反したるものは、關稅利益の受益權を喪失することになる。この契約履行の調査は極めて困難なことと考へられる。ノールベック案では契約履行をなしたる農家は割當額の補償金に相當する證券を交付せらるることになつてゐる。<sup>(11)</sup>

#### 關稅調節費 (Tariff adjustment charge)

割當資金として加工業者に賦課される關稅調節税は、實質的には内國消費税の性質を帯びるものであつて、終局に於ては一般消費者に轉嫁されるものと考へられる。

#### 一、關稅調節費の徴收

ノールベック案によれば、いかなる加工又は配給の階梯に於てこの費用が支拂はるゝかは聯邦農事局によつて決定される。<sup>(12)</sup> 小麥の場合ではそれは内國消費費用の粉の製粉所に賦課される。内國小麥より製粉せる小麥粉の輸出される場合には小麥粉輸出業者は拂戻をうけることが出来る。従つてこの場合には、製粉家も間接的に拂戻しをうけたことになるのである。調節税は又自家用の消費（家畜飼料も含めて）に對しては免除される、このこと

は反面に於ては、家庭用搗精を刺戟するだけでない。小麥生産者により協同的に經營せられる製粉所の搗精を刺戟し、組合員たる農家の中にはさういふ共同製粉所にて搗精したる自家用のものをひそかに轉賣する虞れがある。これによつて脱税が行はるる餘地が與へられてゐるといつていふ。さういふ脱税や免税の程度は豫測しがたい。ドイツの見積に依れば、夫々内國消費額の五割をしむるであらうとされてゐる。尙加工税を賦課される小麥の製粉所は一九二九年度の數字では四千に足らぬと言はれてゐる。

小麥に關して、この調節費の收入を見積ると、内國割當案の主張者は最高一ブツシエル四十二仙で二億一千万弗の收入をあけるものとして、五億ブツシエルを基礎消費額としてゐる。しかしドイツに據ればアメリカの小麥粉消費は減退傾向を示してゐるから、本案が一九三三―三四年度に實施されるものとすれば、調節費は四億五千万ブツシエルについてのみ徴收されると見るのは穩當であらう。故に先の場合を標準として一ブツシエル四十二仙として一億八千九百万弗の資金がこれによつて調達されるわけである。

調節費の徴收については技術的に厄介な點があることも認めねばならぬ。販賣年度の初めにこの案が實施されても徴收のために賦課する期間は少く共數週間を経過するものと見られる、而してノールベック案の如く、農家の一般投票の必要にしてそれが長引くときは、この期間は一そう長くなる。だから製粉家麵粉製造業者、卸賣人小賣人は、豫め粉價の騰貴を考慮して税金の適用前に仕入を行ひ、これが爲めいよいよ徴收の際には、その年の徴收數量は豫定より少くなるであらうと豫想される。尙又、この案の實施前には、小麥の製粉需要を刺戟し價格を昂騰せしむる傾向を示すがこの案が發現すれば、現物の小麥價格は急に下落するであらう。この案實施前後の小麥價格への影響の程度並に期間はどのくらいであるかはここに豫想し難い。

## 二、調節費の決定

ノールベック案に依れば、調節費は、その上限はかゝる費用が支拂はるゝときの實際の關稅額である。けれど

も議會乃至は大統領が伸縮に富める關稅の規定によつて小麥關稅を引上げるときは調節費もそれと同額だけ騰貴するのは言ふ迄もない。然し、然らざる限りは次の條件の下に制約せらるゝものである。<sup>(13)</sup>

1. 調節費はいつにても農事局の判定により、當該農産物の内國にて消費せらるゝ部分について生産者に關稅利益をも含めて、戦前の購買力に殆んど等しい平均收益を與へるが如き額内である。

2. 農事局は一九一〇年より一九一四年までの五ヶ年間の當該農産物の平均卸賣價格の購買力以上に、加工業者の卸賣原價の購買力を上昇せしめるやうに調節稅を引上げることが許されない。

ノールベツク案のこの制限規定は、食糧品價格の過度の騰貴から消費者を保護するために設けられたものである。今次の農業調整法の規定も殆んどこれと同じである。一九三二年七月の數字によれば調節費は四十二仙であるが、六月、又は八月、九月の數字に従へば四十仙未滿である。だから割當案の徵收は實質的にはいく分少くなる。

右の制限に於て、いづれの場合にも小麥價格と稅金との合計は戦前の小麥の購買力以上に出でゝならぬと解すべきものであらうか。論理的にはそれはいかにも正當に考へられるが、そうすれば課稅率を常に變更せねばならぬし、若しくは極めて低い水準に固定せねばならぬ。又或ひは販賣年度中平均して調節費は上述したる限界を超えることが出来ないといふことなのであらうか。もしさうならば、政府は小麥價格及び一般物價指數の豫測を試み、課稅をいく分控目に固定し、その限度内に保つことの必要なる際はいつにても變更しなければならぬ。又課稅はその當初又はその賦課前月に計算したる一定額に最初より固定するものと解すべきであらうか、もしさうならばその手續は極めて簡單ではあるが、立法の意思は十分にみたされないであらう。納稅者の方から見ると一定に固定した方が事業計算上便宜であることは言ふまでもない。

### 三、減反補償方法

減反割當に参加したものは、關稅利益の支拂ひをうける。この關稅利益の總額は、關稅調節費たる加工稅の總額をこえることは出來ぬ。加工稅總額より行政管理費を控除したものである。關稅が高められ、それに應じて關稅調節費も高くなるのは當然である。關稅調節費は既に述べたやうに現行關稅率一ブツシエルの小麥では四十二仙とノールベツク案では見てゐるが、この稅率は必ずしも固定したものではありえない。それ以下になる可能性は十分に<sup>(註)</sup>ある。だから行政費を控除したる割當資金は減少する可能性がある。行政管理費はノールベツク案でも、又その後のジョーンズ案でも總額の二・五%となつてをり、農業調整法では特定充當資金として一億弗が規定されてゐるが、この割合については今はふれない。デイヴィスの豫想では、割當案が一九三三年七月施行するものとすれば、小麥一ブツシエル、一九三三—三四年度は三十仙以下、三四—三五年度は三十五仙以下ではないかと論じてゐる。<sup>(1)</sup>

註 初年度の割當總額を少く見積れば、關稅利益はそれほど減少しないことになる。

本案では關稅利益の支拂方法は明瞭ではないか、證券に依るものらしくそれは華盛頓の聯邦農事局より發行され、町村割當委員會を通じて交付される。土地が賃貸される場合には、賃料が金納なる場合には、地主、小作共に一枚の證券が交付され、現物納の場合には、賃貸契約に基く分前に應じて、地主、小作人別箇に證券が交付されるのである。金納の場合にあつても、兩者別箇に證券が支拂はるる方がよいであらう。

ジョーンズ案では調節證券を發行してその一部は發行後一ヶ月目より呈示次第、他は右年度の下半期中呈示次第政府が之を支拂ふことになつてゐる。現行農業調整法では、補償金の分割支拂を認めてゐるやうである。

註 (1) Josef S. Davis; *The Voluntary Domestic Allotment Plan for Wheat*, pp. 31.

(2) J. S. Davis; *ibid.* pp. 31—32. cf., V. P. Timoshenko; *Wheat Prices and the World Wheat Market*. Cornell University Agricultural Experimentation Station Memoir, 118. 1930.

- (3) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 37.  
 (4) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 39.  
 (5) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 45—46. cf., Wilson; *Farm Relief and the Domestic Allotment Plan*, pp. 31.  
 (6) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 46.  
 (7) J. D. Black; *Agricultural Reform in the United States*, pp. 273.  
 (8) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 47. cf., Wilson; *ibid.*, pp. 31.  
 (9) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 49. cf., Wilson; *ibid.*, pp. 31.  
 (10) J. D. Black; *ibid.*, pp. 274.  
 (11) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 50—51.  
 (12) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 40.  
 (13) J. S. Davis; *ibid.*, pp. 44.  
 (14) この豫想は其後の経過より見て大体正鵠を得たものであらうと思はれる。

#### 四、任意内國割當案の効果

任意内國割當案は、農業收益の増加とその効果を發揮せしむる爲めの生産統制とを結合せしめた農業救済案の最初のものであると言つていい。輸出證明書案にしても均衡手数料案でも、生産の増加を刺戟する危険があつた。聯邦農事局の安定作用は減反を奨励したがその結果はとるに足らぬものであつた。産業組合や農家小組合が發達すれば十分に生産統制の實を擧げうるといふ人もあるが今日の場合それは尙疑問である。とにかく割當案は生産統制を併用する處に從來の案より一步進んだものといふことが出来る。

割當案の將來の効果を考へるのには二つの方面からなされるのであらう。第一には農家に對する影響であり、第二は消費者に對する影響である。



以上に依つて見ると、内國割當案のもたらす農業収益の附加は、農業不況の救済には積極的には役立たないものであつて、全然これなきに勝る程度であらう。而して關稅利益の配當が農村のいかなる階級にも均霑するであらうかといふに必ずしもさうでない。何となれば關稅利益の分配に與るものは自家消費をのぞいた販賣用を保有する農家即ち多少の販賣用としての商品化しうる生産物の生産者である。故に大體に於て經營規模の小さくそしてその平均收量の乏しい劣等地の農家ほどの恩恵を蒙ることが少いわけである。農業調整法ではノールベツク案の適用農産物種目のほかに玉蜀黍及び牛乳竝乳製品が附加されてゐるから、受益者の範圍は少し大きくなる Blumer は全農家の三分の二乃至四分の三が受益者となると述べてゐるが、これに洩れる農家のあることは事實として認めざるを得ない。<sup>(8)</sup> 小作經營地にあつては、幾分地主の收入を増す傾向がある。補償金交付による購買力の増加は、この案の主張者の云ふ如く、直ちに工業の就業を増したり地價を昂めるものではない。況や農業不況を完全に克服しうるものでもない。

次に消費者に對する影響を見るに、問題となるのは加工税の轉嫁問題であらう。加工税は農場の自家用や失業者に配給のため賣却される生産物には課税されない。だから加工税の消費者への轉嫁はそれほど苦痛でないかもしれない。「原棉一封度四仙の加工税を課し、それを全部消費者に轉嫁したにしても、一弗半の綿製シャツの小賣価格は五・六仙以上の騰貴は生じないだらう」と云はれてゐる。<sup>(9)</sup> しかしこの問題は、加工業者自體の側に於て組織による合理化や、無益な競争の排除によつて、加工税を轉嫁しないやうにすることも可能であるが、その程度はこゝに豫想し難い。

最後に生産統制の効果を考へて見よう。既に指摘したやうに、合衆國の小麥の滞貨は實に未曾有の大いさに達してをり、これが處分は、不可缺のことであつて、當面の問題としては、最早や生産制限の外には方法がないと言はねばならぬ。いまノールベツク案が一九三三年の作物に適用されるときには、過去五ヶ年の平均作付面積の

一割減反となるものである。これは小麥について見ると五九・一四百萬英町であつて一九三二年の作付面積の五分減反にひとしい。一九二九年より一九三三年を基準として計算しても恐らく一九三三年の作付面積の一割減反となるであらう。かやうに減反面積の少いことは一面に於て農家の減産参加を容易ならしめるのであらうがそれだけ減反の効力は弱められる。

生産制限の結果が生産及び價格の上にはつきりと現はれるならば、この案の成功に導きやすいであらうが、それは難しい。いまのべたやうな小麥一割の減反の場合でも、作付面積に應じて生産量は減少しない。これは作付面積と收穫高との間に密接な相關々係の存しない爲めである。寧ろ減反される反面には、經營の集約化といふことが起りうる。過剩勞働の他に處分されない限りこれはやむをえないことであらう。單に勞働集約に止まらず、夏季休閑、施肥の増加となつて現はれる。その爲めには平均收量は増すことになるであらう。だから恐らくは平均收量の増加を斟酌すれば一割の減反は實質的には平均收量の一割未満の減少しか、もたらさぬこととなるであらう。減反が生産に及ぼす影響は、かくて甚だ悲觀的たらざるをえないであらう。

農業調整法が施行されてからは、農産物價格及び農家購買力はやゝ恢復したかに見える。それが果して減反のみの効果であるかは明かでない、通貨インフレ政策などの影響もあるであらう。それらに就いては、農業調整法を主題として論ずる場合に詳述するであらう。

要之、内國割當案は極めて穩健なる生産統制策であつて、それが爲めの實行性をあやぶむものもあるが、しかし強制的な生産統制は現在の如き經濟制度では、特別の事情のない限り行ひ難いのであるから、やむをえぬものと見ていゝ。それだけ効果は大して期待しえぬがある程度の減産参加は可能である。それは、概してアメリカ農家の經營規模の大きく、且つ資本家的精神に富むで新しい事情へ適應し易いことに依る。この點わが國農業に於ける生産統制の困難と對蹠的地位にあるものと考へられる。<sup>(4)</sup>

註 (1) J. S. Davis: The Voluntary Domestic Allotment Plan, pp. 53.

(2) Brunner: The Farm Act of 1933, pp. 13.

(3) Brunner: *ibid.*, pp. 24.

(4) 農産物に就ての、殊に穀物の如き主要食糧品の生産統制は史上極めて少い。それに關する文献は A. M. Hannay (Compiled): Control of Production of Agricultural Products by Governments, United States Department of Agriculture, Bureau of Agricultural Economics, Agricultural Economics Bibliography No. 23, 1927 を參照。

## 五、結 び

内國割當案は如何なる契機の下に生成し、いかに發達して來たか、その内容は如何、それが實行の可能性、それが効果などに關して、私はその大略をのべたつたのであるが、こゝにやゝ總括的に私見を述べて結論にした

い。

本案の眼目とするところが、農業と工業との正常的均衡の恢復にあり、かゝる恢復手段として補償金の下附、減産による農産物價格の昂騰が企圖されてゐる。私の問題とするところは、かゝる不均衡を結果として見るのではなく、不均衡の理由を問ひ度いのである。(註)人爲的手段に依つて正常的均衡を恢復しても、それは一時的なものであつて永續的なものではないだらう。永續的なものとするには、單なる一時的方策ではなく永久的方策をとらねばならぬ。さういふ統制がアメリカの個人主義と併立しうるかどうかとも問題である。正常的恢復を脅すものが政府の經濟政策自體の中に存在することも見逃しえない。産業復興法の發達がそれである。産業復興法による工業の恢復は、相對的に農業には不利とはならないか。こゝにいふ處に政策の矛盾がひそんでゐないだらうか。農産物價格がやうやく昂騰する頃には工業生産物の價格は更に一層昂騰して行きはしないか。

私は便宜上、本案の長所及び缺點と見らるゝものを擧げて批評に代へよう。

## 一、長 所

- (1) 生産増加を刺戟することが多い。
- (2) 割當權が流動性をもつときは、低い利益で生産販賣用の信用の源泉を與へる。
- (3) 不作の場合、豊作より生ずる價格下落の場合に對して保險的效果を與へる。
- (4) 正常的な世界價格水準で貿易の行はるゝことをさまたげない。
- (5) 農産物販賣法のごとく公共財政を脅すことがない。

## 二、缺 點

(1) 行政管理上の困難が大きい。即ち本案施行上、割當の決定、徵稅、補償金の配當等の手續監督は極めて困難であつて多數の人員と經費とを要する。經費の一・五％は少きに失する。ウイルスン教授は本案施行に従事する人員を十五万人と見てゐる。

(2) 加工業者の不法加工を誘致し易い。罐詰業者に於て殊に然りとする。

(3) 消費者負擔の増加、特に勞働階級の負擔の増加は考慮されねばならぬ。

(4) 割當額數量が豫想に反して加工業者に購入されぬときは調節費の不足は時として政府負擔とならねばならぬこともありうる。

(5) 減産案はいろいろの缺點があるがその根本的な一つはアメリカ農業に於ける技術の發展といかに矛盾するかといふ事である。家族經濟にあらざる經營規模に於ては、特に雇傭勞働を用ゐる農場では單位生産費の騰貴が起るであらう。しかしアメリカの農業は概して規模大きく、單一經營組織であるから、經營構造に及ぼす影響は割合に少いであらう。

(6) 減反比率を過去の生産額を基準とするから、カバーする年度によつて生産力の正しい表現が示されぬこ

とがある。又比率を生産力に比例せしめたことは、各州について平等でない結果を招く、即ち生産と消費との均衡した州でも減産の結果却つて他州より不足を移入せねばならぬとも限らない。この點から管外移出高による比率も考慮すべきではなからうか。

(7) 新に生産に従事するものは割當に参加することが出来ない。

(8) 輸出過剰の存する農産物のみに適用して然らざる農産物に適用しないのは公平を缺く。

(9) 減反地の代作の困難なる場合が尠くない。

註 かゝる不均衡即ち價格差を生ずる所以は、一方工業界に於ては、一般にその生産は所謂機械的生産にして、農業の如き有機的生産に比して人為的なる生産の伸縮が容易なる上に、資本支配に基く企業集中により、生産調節が任意に行はれ、よく需要に應じてその供給を統制し得るに反し、他方農業界に於ては、生産者の多數、生産時期の一定、強度の腐敗性、自然の恣意による生産調節の困難等により、生産及び販賣上の統制を加へ難きに基くといふ見方がある。この見方のみを以てすれば寔に農業恐慌の克服方法は明かであらう、しかしこれだけでは問題は解決しえぬ。少く共戦後の農業に就いてはいま一層農業そのものゝ内容、その變化等を、克明に分析批判せねばならぬであらう。いまは立入つて、それを論ずることを得ない。

【附言】 本稿は昨秋十月八日、札幌農林學會に於て報告したる講演の主旨である。時恰も米穀減反案が問題となつてゐたので不十分ながアメリカの内國割當案を紹介しようと思つたのであるが、農業調整法が發布されて間もない頃なのでそれを中心として論ずることが出来なかつた。そしてまた農業調整法については今少しく實蹟を見てから批評するのとがのぞましいと思ふので、それに關しては別の機會にゆづることにしたのである。御諒承を乞ふ次第である。猶、終りにのぞみ、種々御指導を賜はつた恩師高岡熊雄先生に虔而感謝の意を表したいと思ふ。